歴史的風致形成建造物の指定について

1 指定候補物件

常徳院(門) 長野市大字長野元善町615番地(詳細は4頁参照)

2 これまでの経過

令和3年1月20日 所有者から歴史的風致形成建造物指定提案書を受領

令和3年2月22日 令和2年度 第2回長野市歴史的風致維持向上協議会

歴史的風致形成建造物指定の候補について報告

令和3年7月7日 所有者から歴史的風致形成建造物指定同意書を受領

令和3年7月12日 長野市教育委員会から歴史的風致形成建造物指定意見書を受領

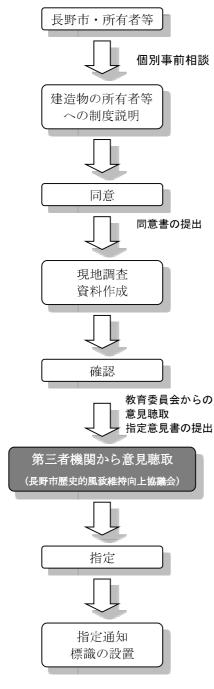
3 長野市歴史的風致維持向上計画上の位置付け

長野市歴史的風致維持向上計画(以下「歴史まちづくり計画」という。)第8章1「歴史 的風致形成建造物の指定の方針」の中に「本市の歴史的風致を形成する重要な構成要素で ある歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要な ものを歴史的風致形成建造物として指定する。」と記載されている。

4 歴史的風致形成建造物の該当指定基準

歴史まちづくり計画第8章1「歴史的風致形成建造物の指定の方針」の中に記載されている「◎歴史的風致形成建造物の指定基準 1. 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第57条第1項に基づく登録有形文化財、同法132条第1項に基づく登録記念物」に該当する。

5 歴史的風致形成建造物の指定までの流れ



(1)長野市は、歴史的風致形成建造物の指定の候補 となる建造物(以下「候補建造物」という。)の 選定を行います。また、建造物の所有者等から 指定の提案も可能です。



(2) 候補建造物の所有者等の方に制度の説明を行い、指定に向けてご相談等をさせていただきます。



(3) 歴史的風致形成建造物の指定について、所有者 等の同意が得られましたら、資料作成に伴う調 査のご相談をさせていただきます。



(4) 歴史的風致形成建造物の指定に際し、必要となる図面・調書等の資料作成のため、候補建造物の調査を行います。



(5) 作成した資料について、所有者等にご確認していただきます。



(6) 歴史的風致形成建造物の指定について、第三者 機関(長野市歴史的風致維持向上協議会)から 意見の聴取を行います。



(7)長野市歴史的風致維持向上協議会から意見結果 に基づき、長野市が候補建造物を歴史的風致形 成建造物に指定します。



(8) 建造物の所有者等に歴史的風致形成建造物の指定通知をお渡しするとともに、標識設置をお願いします。

※歴史的風致形成建造物の指定は、建造物の所有者等(共同所有等、所有者が複数おられる場合は、その全ての方)の意見を聞いて行うものであり、強制するものではございません。所有者等の承認を得られない場合は、歴史的風致形成建造物の指定の手続きを行いません。

6 歴史的風致形成建造物の指定に伴う支援

(1) 歴史的風致形成建造物の修理・修景に係る補助支援

歴史的風致形成建造物の指定を受けた建造物については、予算の範囲内において、 修理・修景に係る補助を受けることができる。

補助制度を活用する場合、長野市と所有者で一般公開に関する協定を締結する。

<協定内容> ・公開範囲 ・協定期間(10年以上)

・建造物の維持、管理及び変更に関する事項 ・その他

7 歴史的風致形成建造物の指定に伴う義務等

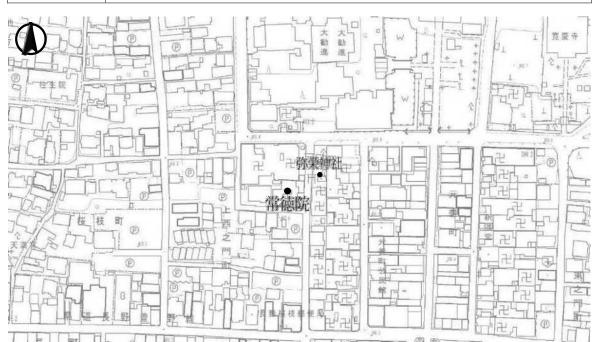
- (1) 所有者の管理義務
 - ・歴史的風致形成建造物の指定を受けた建造物の所有者及び管理者は、建造物の保全 に支障を来さないよう、適切に管理する義務が生じる。
- (2) 増築等の維持、保全、継承に伴う制約
 - ・建造物の増築、改築、移転又は除却を行う場合には、着手する日の30日前までに、 市長に届け出る必要がある。市長は、建造物の保全に支障を来すものであると認め るときは、設計の変更等必要な措置をとるよう勧告することができる。

(歴史まちづくり計画第8章2(3)「届出が不要の行為」より、登録有形文化財で、文化財保護法第64条に基づく現状変更の届出を行った場合は届出不要)

- ・指定を受けた建造物が、重要文化財建造物及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に指定された場合、又は滅失、毀損その他の事由により指定の理由が消滅した等の場合は、指定を解除する。
- ・建造物の所有者が変わった時には、新しい所有者は、市長に届出が必要となる。

常徳院(門)

所在地	元善町
建築年代	明治初期
建築概要	薬医門、切妻造、桟瓦葺
特徴等	常徳院は、善光寺の院坊で、大勧進に所属し、大勧進のすぐ南西に立地する。創立年月は不詳であるが、史料から、寛文2年(1662)には創立されていたと思われる。 敷地内には、明治24年(1891)の大火による被災を免れた3階建ての庫裏をはじめ、東庫裏および小御堂、茶室、門が敷地いっぱいに配置されていたが、老朽化のため、令和3年6月に門を残して、全て解体された。現存する門は、明治初期にはすでに建てられていたと推測される。間口一間二尺、切妻造、桟瓦葺の薬医門で、桁は男梁ではなく出三斗が支え、天井が張られていることが特徴的である。 また、弥栄神社境内の上西之門通りを挟んだ南西側に位置しており、「弥栄神社の御祭礼にみる歴史的風致」を形成する貴重な建造物である。
備考	国登録有形文化財(平成18年11月9日) 男梁 〜伝統的な門の冠末または福と直角方向に柱から二重の梁が差し出されて いる場合、上方の長い方の梁。桁を両端で受けている。 出三斗〜千栱の一つ。出三斗組みの略。柱頂上の大斗の上で2個の肘木が縦横に交 差し、その上に4個の巻斗と1個の芳斗とを置くもの。



常徳院 案内図 S=1:2,500



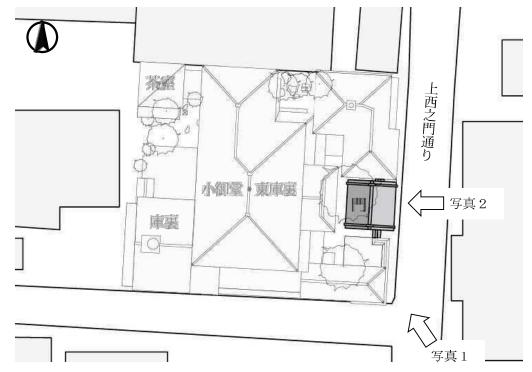
写真 1-1 敷地外観(南東から)撮影: R3.1.22 写真 2-1 門外観(東から)撮影: R3.1.22





写真 1-2 敷地外観(南東から)撮影: R3.6.30 写真 2-2 門外観(東から)撮影: R3.6.30





常徳院 配置図 S=1:300